

会議の名称	平成28年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年8月22日(月)午後6時30分～8時15分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎5階 501会議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員 (市事務局) 東村総務部長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長</p> <p>●欠席者： 北野雄二委員・水越久吉委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 総務部長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成28年度諮問第5号 「胃がんリスク検診業務委託」(健康増進課) ・平成28年度諮問第6号 「ふるさと納税支援業務委託」(秘書広報課) (4) 報告 ・平成28年度第1回の審議会でも出された意見に対する回答		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 こんばんは。台風上陸により本当にお足元の悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。台風は通り過ぎましたが、市内では時間最大72ミリという記録的豪雨がありました。これにより床上・床下浸水、河川の氾濫、護岸が一部崩れるなどの被害が出ています。最大の事故は西武多摩湖線の土砂崩れによる脱線事故です。大小合わせて百件近い被害が発生し、今も対応に追われ避難所の運営を続けているところです。そんな中こちらに来られるのも交通事情が不便だったと思いますが、予定通り開催していただくことができ、本日は2件の諮問のご審議を賜ります。どうぞよろしく願いいたします。			
(2) 諮問書授受 総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。			
(3) 諮問審議			
○ 「胃がんリスク検診業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。			

※委員意見及び健康増進課の回答

- 最初に諮問資料を見た時、胃がん検診の話と思った。よく読むとそうではなくてその前のリスク検診だとわかるが、市民も誤認しやすいのではないかと。別紙2の案内文のタイトルを工夫して、胃がん検診の前の段階の検査だということがよく伝わる表現にされてはどうか。
また、対象者が50～74歳ということだが対象者数と検診受診者数はどのくらいと予測されているか。周知は市民に個別にするのではなく市報か何かか。
- 対象者数はおよそ4万人（7月末現在47,380人）。検査対象外となる7つの条件があるので、これに該当する方を差し引くとかなり絞られる。予算上は500人を見込んでいる。年度当初に全戸配布した健康ガイドに本検診が新たに始まる旨を載せたところ、かなり問い合わせはあった。申し込み方法等は9月15日号市報でお知らせする。
- 生活保護受給証明書や中国残留邦人等支援給付受給証明書は、コピーでなく原本を病院に出すのか。原本は本人が市に申請すれば何回でも出してもらえるのか。
- 市に申請すればその都度出るものなので、原本を出していただく。これらの書類は病院から医師会を通して市（健康増進課）に戻る流れである。
- P.22の仕様書に「胃がんリスク検診精密検査依頼書を保管する場合は、各医療機関の責任において医療機関の保存年限、廃棄方法において適切に取り扱う。」とあるが、P.3で、胃がんリスク検診受診票（医療機関控）は各病院で5年間保存するとある。この違いはなぜか。
- 胃がんリスク検診精密検査依頼書は、精密検査が必要な検診受診者が、本契約の実施医療機関ではない病院での精密検査を希望した場合に、検診実施医療機関が精密検査をうける病院宛てに作成する紹介状のようなものである。精密検査は検診ではなく保険診療になり、都外の病院で受けてもかまわない。市から補助金を出している病院ではないので、何年で廃棄してくださいとか東村山市に書類を返還してくださいとお願いできないため、各病院のルールにのっとった取り扱いをお願いする。胃がんリスク検診受診票（医療機関控）は本契約の実施医療機関が保管するものなので、統一的に5年保存をお願いする。
- 各実施機関から医師会に出された個人情報書類が漏れなく市に提出されたか、医師会での紛失は無いかはどのようにチェックするのか。
- P.12の別紙5が、各実施機関が月ごとの検診実施人数等を記入して医師会に出す請求書である。別紙6が、11か所ある実施機関から出された請求書の数字を医師会が転記して作成する報告書、別紙7が医師会が月ごとの合計実施人数等を記入して市に出す請求書である。いずれも最後は市に提出される。実施機関から出された請求書の数字と、別紙6の報告書の数字が合っていなければ漏れがあるということなのでここでチェックできる。
- 医師会の個人情報保護規程をみると、用語の定義の職員のところ「正規職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。」と書いてある。本委託事業も正職員に限らずいろいろな立場の職員が携わることになると思うが、これまで市が医師会に委託している事業で、トラブルは何か報告されているか。
- 特にトラブルの報告はない。市民の方から医師会の対応について苦情を受けたこともない。
- 医師や看護師の方は職務上の守秘義務があるので個人情報の取扱いについてよくご存じだが、それ以外の職員が個人情報に触れる場合も適切な取扱いを保て

るよう病院内で職員を指導していただきたいという話を、市から医師会に伝えてくださるよう以前からこの審議会できよく話してきた。

- 個人情報保護というのは非常に重要なことなので、改めて市から言わずとも当然医療機関は理解されていることであるが、周知徹底を図っていききたい。
- 医師会で個人情報書類を保有する期間は、どの程度を想定しているか。漏えいというのは保管する期間が長ければ長いほどリスクが高まるものだが。
- 本委託業務においては、各実施機関から医師会への書類提出締切日を翌月7日、医師会から市への提出締切日を翌月10日と設定している。したがって最短で3日間である。
- **別紙2**の案内文に「ペプシノゲン値による胃粘膜の萎縮度を血液検査で調べ」とあるが、ペプシノゲン値の検査がなぜ必要なのかは一般的に知られていない。もう少しこの検査がどういうものでなぜ必要なのかの説明を加えると、市民にわかりやすいのではないか。
- 今の高齢者は、リスクマネジメントというものを余り経験していない世代である。リスクがあると言われただけで病気なのかと思いがちなところがある。個人情報保護とは違う観点だが市民が不要なショックを受けないように、試しに高齢者世代の方にこの案内文を読んでもらって、わかりにくかったりショックを感じる場所がないかアドバイスを受けてみるのもよいのではないか。
- 頂いたご意見を参考にして、これはあくまでも最初の気づきの検査なのでそういった誤解が生じないように、高齢者の方にもわかりやすいご案内になるよう検討していく。

○ 「ふるさと納税支援業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び秘書広報課の回答

- レッドホースコーポレーション(株)が取扱うのは、寄付者へのお礼品を事業者に発注・出荷依頼するのに必要な情報のみと考えてよいか。
- ひとつはそうである。加えてP.35の仕様書に記載の通り顧客管理システムの運用も行うので、寄付金の入金管理を含め寄付者情報も取り扱う。
- レッドホースコーポレーション(株)が寄付額まで取扱う必要があるのか。
- 寄付額に応じて選択できるお礼品の価格を変える予定のため、確認する必要がある。現在、寄付額の2割の価格のお礼品を選べるようにと考えている。レッドホースコーポレーション(株)は事業者にお礼品の出荷依頼をする前に、寄付者が選択したお礼品が寄付額の2割に当たる商品かどうかを確認する必要がある。
- 寄付額の代わりに「発注するお礼品の上限額」では駄目なのか。寄付額は結構シリアスな情報と思う。上限額にしてもそこから寄付額が逆算できてしまう仕組みなのかもしれないし、既に出来上がっているシステムを利用するので東村山市だけこういう運用にするのは難しいのかもしれないが。
- 個人情報保護とは関係ない感想だが、この業務は市の魅力をアピールするマーケティング能力が長けていないと出来ないと思うので、それを委託に出すというのはどうなのか。職員が能力を磨いてやった方がよいのではないか。民間出身の経験から言うと、委託してしまうとその業務に関する職員の能力は下がると感じている。
- P.4にID・パスワードの変更時期について書いてあり、一番変更までの期間が長いのが市で年度ごと、委託先の2社はどちらも3カ月で変更となっている。万一、悪意をもった人間が盗んだパスワードで市のパソコンからシステムにア

クセスした結果、委託先が管理するシステムに何らかの被害が出た際は、補償をどうするかを決めるのはあるのか。これまでの経験から、3カ月程度でパスワード等は変えていかないと危ないと考えている。この更新期間のギャップが市に大きなダメージを与えないかが気になった。

- 市全体でのパスワード等の更新期間は1年ごとと決まっているのか。

(情報公開係長)

市職員が日常使っているシステムは、年度に1回変えるというのが通常の運用になっている。ただ、それではなくてはいけないということではないので、短くすることも可能である。

- 秘書広報課の事務室に勤務しているのは市職員だけか。委託先からきている社員などはいないか。

→ 秘書広報課に勤務しているのは市職員だけである。

- 市職員以外はいないということは、漏えいに対するガードの一つになる。

- 本事業はインターネット回線を使った情報のやり取りになるので、やはりパスワードの更新期間が気になる。これまでの諮問では専用線やVPN回線（仮想専用回線）でやりとりする事業が多かった。

- 「参加している自治体の多くは、パスワード更新をどのくらいの頻度でやっていますか」と委託先に聞いてみてはどうか。

- ふるさと納税の獲得とは、各自治体が魅力をどのくらい発信できるかという競争だと思う。その大事なところを委託先に全部お任せしてしまえば、どの自治体も似たり寄つたりの金太郎あめのような紹介ページが出来あがるだけである。この「ふるさとチョイス」ポータルサイトを使っていかに魅力を発信していくかという視点で職員が知恵を絞って、他自治体との差別化を考えることが大事でないか。ふるさと納税をしてくださる人と市職員が直接やりとりをする形なら、今後市の応援団になってくれるかもしれない寄付者との触れ合い等もできる。自分達の自治体がどう思われているのか生の声を集めてみないと、自分達がどのように東村山の魅力を発信していくべきかも出てこないと思う。その辺の工夫をよく考えてほしい。

→ 本業務の展開方法については庁内検討会議を設け、産業振興課やみどりと公園課など関連所管もメンバーに入って検討してきた経過がある。商工会など外の機関とも話し合いを重ね、お礼品の発注先となる生産者向けの説明会も開いた。

→ ふるさと納税制度推進について市の戦略をご説明すると、まず、ふるさとチョイスのページは月間一億ページビューとアクセス数がけた違いに多い。ふるさと納税は市外から寄付を集めるのが主目的なため市ホームページに宣伝を載せても役に立たない。そのため一番アクセス数の良いサイトを選んだということが一つ。また、ふるさとチョイスのページにのせる東村山市のコンテンツは、丸投げではなく全部秘書広報課職員で作りにくむ予定である。ふるさとチョイスのCMS機能（＝コンテンツ管理システム。ホームページを容易に作成・更新できるシステムを指す。）を使って市の魅力を発信するページを作りこんでいく。この部分は委託をしない。一番市のことがわかっている市の職員が、自分たちは何を伝えたいのかということを考えながら作っていく。

- 委託先の2社のセキュリティ体制について、信頼性はどうか判断したのか。この2社の組み合わせは変えられないのか。

→ ふるさと納税のポータルサイトのなかで自治体の契約数が一番多いことと、過去の実績をみてセキュリティ上問題なく信頼できると判断した。自治体によっては㈱トラストバンクとだけ契約してその他の業務は自治体で行っているところもある。必ずしも2社と契約しなければならないのではない。

- ふるさとチョイスと契約している他自治体のパソコンから情報漏えい等が発生した場合に、東村山市の情報も一緒に抜き取られるといった可能性はあるのか。また、それを防ぐための対策を委託先で構築しているのか確認しているか。
- そういった専門的な質問をするのは秘書広報課だけでは難しいかもしれない。必要であれば情報政策課に入ってもらって、他自治体での事故が他に波及しないためにどのような対策が構築してあるのかを2社に確認しておいてほしい。業者は大抵「大丈夫です」と言うが、そう言われたときは「その根拠は何ですか」と重ねて聞かないと意味がない。
- この事業でふるさと納税がどのくらい集まると見込んでいるのか。
 - 予算計上時は、10月開始で3月までの6ヶ月で1万円の寄付が月20件、6ヶ月で120万円集まると歳入を見込んだ。これに対し歳出は54万8千円で計上している。歳入が増えれば歳出も件数によって増えていく。
- P. 2で、寄付者がワンストップ特例制度を使った場合は性別と生年月日も入力が必要になるとあるが、これはなぜ必要になるのか。
 - ふるさと納税の寄付をした場合は、本人が確定申告をすると所得税等から控除される仕組みだが、ワンストップ特例制度というのは、寄付先の5自治体までは本人が確定申告をしなくても、自治体間で「この方はこれだけ寄付をしたので翌年の住民税から控除してください」といった情報をやりとりする制度である。この制度の利用を希望する場合の提出様式が生年月日と性別を書くようになっているので、入力が必要である。
- 委託先における個人情報書類やデータの廃棄の確認はどうされるのか。
 - 業務終了した際に、廃棄日付や担当者名を記載した廃棄終了の書面を出していただいて、確実に廃棄・消去したことを確認する予定である。
- P. 5に「(株)トラストバンクの個人情報保護規定は、社外秘であり目次のみの提出もできないと回答されている。」とあるが、このような事業者は他にもあるのか。

(情報公開係長)

多くはないが今までもあった。どちらかといえばセキュリティについて厳しい考えを持っている事業者ほど、目次も出せないと言われることがある。

(4) 報告

○ 平成28年度第1回審議会が出された意見に対する回答（総務課）

(情報公開係長)

諮問第1号と第2号について、頂いたご意見に対する回答を報告する。本日お配りした「個人情報保護運営審議会の答申の回答」という資料をご覧ください。

< 諮問第1号 児童扶養手当等の資格認定事務の審査業務委託（子ども総務課） >

- 障害に係る情報は通常の個人情報よりも保護を要するので、医師には他人が入らない個室で判定業務を行ってもらえるよう依頼する必要がある。どういう部屋で判定を行うのか確認し、判定中は他人の入室を禁止するよう仕様書に記載した上で契約した方がいいと考える。
- ⇒ 診断書等の個人情報が第三者の目に触れないように、判定場所や診断書の保管場所について適切な管理を求める以下の内容に、契約書第3条を変更した。
「審査業務は、乙の指定する他人の目に触れない個室等を利用し行うものとし、

判定時及び保管において、個人情報漏れのないよう診断書等について施錠できる場所に保管し、適切に管理を行う。」

- 個人情報書類は原則、子ども総務課職員が直接医師の元に出向いて受渡しをし、日程調整が付かないときだけ簡易書留等の配達記録の確認ができる手段により渡すとのことだが、医師に依頼する審査の件数が少なく個人の医師と契約するのであれば、簡易書留でなく本人限定受取郵便にした方がいいと考える。
- ⇒ この契約は年に1件あるかどうかという非常に少ない件数であり、契約するとなると契約書の文言の確認や押印をして頂くために子ども総務課職員が医師の元に何度か出向くことになる。その時に個人情報書類も一緒に持っていき医師に直接お渡しするという形に変更する。郵送は行わない。

< 諮問第2号 年金生活者支援給付金の受給資格判定のためのオンライン結合による個人情報の本人以外からの収集及び外部提供（保険年金課） >

- 市に常駐する日立システムズの社員は全部で何人いるのか。市職員ではない外部の人間が個人情報に触れるので、本事業に携わる日立システムズ社員の名簿を保険年金課で控えておいた方がいいと考える。
- ⇒ 本事業に携わる日立システムズ社員の名簿を入手し、既に保険年金課にて保管している。また、本事業に携わるか否かに係わらず全体として市の情報政策課事務室内に常駐している日立システムズ社員は通常4名、それプラス3名がシフトを組んで24時間体制で入っている。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。